

長崎市サテライトオフィス等トライアル事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市におけるオープンイノベーションによる新たな事業の創出を図るため、市内においてテレワークを試行する地場企業等と連携した事業の創出、企業進出等に関心のある県外企業等に対し、予算の定める範囲内において、長崎市サテライトオフィス等トライアル事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 県外企業等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本店所在地が長崎県外である会社（会社法（平成17年法律第86号第2条第1項に規定する会社をいう。以下単に「会社」という。）及び特例有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2号に規定する特例有限会社をいう。以下単に「特例有限会社」という。）

イ 主たる事業所の所在地が長崎県外である法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条又は第163条の規定により成立した法人をいう。以下単に「成立法人」という。）

(2) テレワーク 情報通信技術を活用し、勤務地とは異なる場所で業務をすることをいう。

- (3) サテライトオフィス等 市内に所在するコワーキングスペース、シェアオフィス又はサテライトオフィスをいう。
- (4) トライアル事業 市外に在住する県外企業等の役員又は従業員（以下「従業員等」という。）が、本市へ滞在し、テレワークを試行する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 2名以上の従業員等が実施すること。
 - イ 従業員等の滞在期間のうち、サテライトオフィス等を3日以上利用すること。
- (5) 地場企業等 市内に事務所又は事業所を有する民間事業者（長崎市オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト促進費補助金交付要綱（令和3年長崎市告示第501号）第2条第2号に規定する者）をいう。
- (6) 企業進出等 県外企業等が事業所の開設、サテライトオフィス等への入居等により市内に新たな拠点を設置することをいう。
- (7) 体験者 トライアル事業を実施する従業員等をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、トライアル事業を行う県外企業等であって、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

- (1) 次のいずれかの要件を満たす者であること。
 - ア 企業進出等に関心を持つ者
 - イ 地場企業等との協業による地域課題の解決に資する事業又は地域資源を活用する事業の創出に関心を持つ者
- (2) 官公庁等（第三セクター（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項第7号に掲げる特定会社であって

市が出資しているものをいう。)のうち、出資金が10億円未満の法人及び国、地方公共団体その他の団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。

)は、トライアル事業であって、補助金の交付の決定の日の属する会計年度の末日までに完了する事業を対象とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。

)は、別表第1の左欄に掲げる補助対象経費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を補助対象経費の基準額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の基準額を合計した額に4分の3を乗じて得た額(この額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を上限の額とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、補助対象事業を行う年度の1月末日とする。

2 規則第3条第1項第1号に規定する事業計画書は、長崎市サテライトオフィス等トライアル事業費補助金事業(収支)計画書(第1号様式)とする。

3 規則第3条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (2) 補助対象経費が確認できる見積書等の写し

4 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類の添付は、省略するものとする。

（補助金の交付の変更）

第8条 規則第5条第3項に規定する補助事業等変更中止（廃止）承認申請書に添付する書類は、前条に定める交付の申請に係る添付書類のうち、変更が生じたものとする。

（軽微な変更の範囲）

第9条 規則第5条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。
- (2) 補助対象経費の総額の2割以内の変更であって、補助金の増額を伴わないものであること。

（交付の条件）

第10条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費の収支を明らかにする帳票又は帳簿及び関係書類を備え、当該補助対象事業を行った年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 補助対象事業の期間内に市長から報告の求めがあったときは、事業の遂行状況について、市長に報告すること。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受領した日から起算して14日を経過した日とする。

(実績報告)

第12条 規則第12条に規定する別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は補助対象事業を行った年度の3月末日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1号に規定する収支決算書は、長崎市サテライトオフィス等トライアル事業費補助金事業実施明細書(第2号様式)とする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費の支払を証する領収書等の写し
- (2) その他必要な書類

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1 (第5条関係)

補 助 対 象 経 費		補助対象経費の基準額
施設費	市内のサテライトオフィス等の賃借料又は使用料	実費相当額 (体験者1名につき1日1,500円を限度とする。)
交通費	勤務地又は自宅からサテライトオフィスまでの往復費用	最も経済的な通常の経路及び方法により交通した場合であって、公共交通機関を利用したときの実費相当額として市長が認める額 (レンタカー費用は、体験者1名につき1日10,000円を限度とする。)
	市内の移動費用 (レンタカー費用含む。)	
滞在費	滞在期間の初日及びサテ	実費相当額 (体験者1名

	ライトオフィス等の利用 日に係る宿泊費用	につき1泊6,000円 を限度とする。)
--	-------------------------	-------------------------

備考 補助対象経費は、消費税及び地方消費税に相当する額を
除く。

別表第 2（第 6 条関係）

補助対象事業の実施期間内における滞在期間	補助上限額
延べ 30 日以上	50 万円
延べ 30 日未満	20 万円